

令和5年度 長浜市農業施策に関する意見 回答書

令和4年12月23日（金）13時30分～・高月支所3-B会議室

項 目	1. 多様な担い手の確保・育成について
意見内容	本市の農業は、米・麦・大豆の土地利用型農業が主体であり、認定農業者をはじめとする担い手や多くの小規模な兼業農家によって広大な農地が守られてきた経緯があります。 国は、農地の8割を担い手に集約するため担い手に特化した政策を講じてきましたが、農業・農村の存続という原点に立ち返り、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、経営規模や家族や法人など経営形態の別にかかわらず、経営改善を目指す農業者を幅広く支援していくとして、大規模経営の担い手主体の計画から小規模農業を評価する計画に変更しました。 本市においても、担い手主体の政策により、小規模農家の離農が促進され、農業従事者は大幅に減少しました。農林業センサスによりますと2015年から2020年までの5年間で本市の農家総数は2割強の843戸も減少し3,000戸となり、経営者の平均年齢は65歳を超えています。この状況は現在も続いており、農業従事者の減少に加え高齢化が加速する中で、大規模経営の担い手のみならず、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手を育成していくためには、農業従事者を増やしそ野を広げていくことが、土地利用型農業が主体の本市にとって大変重要な課題です。 また、多くの農家が規模拡大し、経営面積が20haを超える経営体も少なくありません。大規模農家の離農により、その後の農地の行方について大変苦慮する事案が毎年のように発生し、そのたびにJA、農業組合長、自治会、農業委員等が連携して取り組むことにより、遊休化することなく担い手に引き継げましたが、大きな受け皿の必要性を痛感し、早急な対策が必要だと感じたところです。 そこで、多様な担い手を確保・育成するため次の提案をします。 ① 生きがい農家の育成について 米・麦・大豆の土地利用型農業で他産業並みの収入を得るには、本市の基本構想においても23haの経営が必要であり、初期投資と農地の集積を考えると現実には不可能で、親元就農は別として、他産業と比較して職業として選択されるには厳しい実態があります。 反面、「農」への関心の高まりとともに、「半農半X」など農的な要素を取り入れた暮らしが、ここ数年注目を集めています。 長浜市農業委員会では、平成30年4月1日より「長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱」を制定し、移住者が気軽に農業を始められるよう空き家バンクに登録された空き家に付随した農地を取得する際の下限面積を0.1アールに引き下げを行いました。 この制度を利用され多くの方が、空き家と農地を取得し、家庭菜園を始められたことから、今後需要はますます高くなると見込まれます。 農業に関心をもって、長浜市に移住される方を増やしていく取り組みは、農村集落の活性化につながるだけでなく、農業後継者の育成にもつながることから、空き家バンク制度の周知の推進と、スムーズな移住ができるよう、集落への話し合いができる体制づくりをお願いします。 また、更なる生きがい農家育成の取り組みとして、令和4年4月1日より、本要綱を「長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱」に改正し、新たに「指定農地」を追加、貸借による3年間の耕作要件はあるものの、「空き家付き農地」と同様に下限面積を0.1アールに引き下げを行い、要綱改正後現在までに4人の方が家庭菜園等で耕作を開始することとなりました。 滋賀県においては、農業大学校による野菜の栽培講座はあるものの、1日限りの講座で、土づくりから収穫まで体験できる講座はありません。

そこで、将来、担い手となるかもしれない農業従事者のすそ野を広げていくため、家庭菜園をはじめて子供たちに採れたての新鮮な野菜を食べさせたい親や退職して農業に関わってみたい人など、農業に興味のある人に農業を体験してもらい、また、農業をはじめた人が継続できる取り組みをお願いします。

- 空き家バンク制度の周知の推進と、スムーズな移住ができる体制づくり
- 手軽にはじめられる家庭菜園向けの野菜講習会
- 生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やＪＡのＯＢのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通した実証圃場での研修
(参考) 兵庫楽農生活センターの「生きがい農業コース」の取り組み

② 小規模農家の育成について

機械の更新については、アンケートの結果からも更新への助成を求める声が米価の安定に続き多く、離農の原因にもなっており、その訴えは切実なものがあります。

「小規模農家営農継続支援事業補助金」につきましては、継続した支援をいただき、多くの小規模農家が利用され農業経営の継続につながったものと感謝しておりますが、補助額が少なく十分な支援となっていないとの意見もいただいております。また、補助対象が水稻耕作に限定されています。

また、長浜市で取り組まれています６次産業化の実証で栽培されている作物は、水稻に代わる小規模で高収益な作物であることから、小規模農家の育成や新規就農につながるものであり、そのための機械化の支援は必要であります。

こうした支援は、営農継続のみならず、農村の存続及び遊休農地の発生防止の観点からも大変重要と考えておりますので、是非とも補助額の増額と、水稻耕作以外の機械購入への拡充をお願いします。

- 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の補助額の増額と補助対象の拡充

③ 中規模・大規模農家の支援について

国の政策により、農地は担い手に集約され、規模拡大も大きく進み、さらに、農地の集積が進むにつれ、大型の農業機械を複数台導入し、従業員を雇い、法人化が進みました。

しかしながら、本年度の米の買取価格は、若干持ち直したものの、昨年２，０００円下落した影響が大きく、一昨年に比べ本年も大きな減収となり、大規模農家ほどその影響が大きく、２年連続の大幅な収入減となります。

また、昨今の世界情勢から、機械費や資材費の高騰、特に肥料と燃料の著しい高騰は今後数年にわたり続くものと見られ、農家に大きなダメージを与える一方で、このような米価下落と資材の高騰が続けば、大規模農家のみならず多くの農家が廃業せざるを得ない事態が起こりうる危険さもあります。

一昨年も、大規模農家が突然廃業し、農地全てを地主に返されたため大きな問題となりました。幸い、ＪＡ、地元の農業委員、農業組合、自治会等が連携して複数の耕作者にお願いできたため、遊休化することなく事態は落ち着きましたが、これは、今後もいつ何時起きても不思議ではない直面している課題です。

各集落においては、農業経営基盤強化法の改正に伴ない、令和５年度から地域計画（人・農地プラン）の作成に取り組むこととなりますが、地域の農地をどう守っていくのか、農業上の利用が行われる区域と、保全等を進める区域に整理を行う上で、実現可能な市全体の計画の策定が必要と考えます。

さらには、現在、ＪＡ北びわこと締結している緊急支援協定を発展させ、仮に大規模農家が廃業する事態が発生しても、最終的な受け皿としてＪＡの農業法人が遊休化することなく全ての農地を引き受けられる体制を市と連携して構築できるよう早急な検討が必要と考えます。

また、近い将来廃業を考えている農家の農地や農機具を、規模拡大を目指す農家や新規就農者へ円滑に引き継ぐ仕組みを作っていく必要があると考えます。

	これらに加え、農業者が環境に配慮しながら安全に効率よく農作業に取り組めるよう農業機械の免許取得や生産調整のための機械整備にも引き続き支援をお願いします。 ○ 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する継続した支援を国へ働きかけるとともに、市独自の支援も継続すること。 ○ 農業機械の免許取得や技能習得への支援 （大型特殊免許・けん引免許・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等） ○ 「長浜市生産調整アタッチメント整備事業補助金」の拡充 （ロータリーモア・スタブルカルチ・ツーウェイロータリー・アップカットロータリー等） ○ 関係機関と連携した実現可能な市全体の「地域計画（人・農地プラン）」の策定 ○ J Aの農業法人が最後の受け皿となりえるよう市と連携した体制の検討 ○ 廃業を考えておられる農業者と規模拡大を目指す農業者や新規就農者をつなぐ仕組みづくり ④ 女性農業者の支援について 近年は6次産業化が進み農業は多様化しております。農産物の加工や販売方法など、様々なアイデアが、農業に付加価値を生み出しています。 特に、女性ならではの視点やアイデアが生み出した、新たな商品やサービスが多く、農業経営の多角化を図る農家にとって、女性の意見は大変貴重なものとなっております。女性農業者の活躍が期待されているのです。 昨年7月に本市女性農業者の組織「ながはまアグリネットワーク」を設立いただくと共に、活動に対する様々な支援をいただき感謝しております。 設立以来、積極的な活動に加え、会員どおしの活発な交流が行われております。 本組織が、女性農業者にとって気軽に相談し合えるような交流の場となるよう、今後も継続して活動に対する支援をお願いします。 ○ ながはまアグリネットワークへの継続した活動支援 ○ ながはまアグリネットワーク会員の拡充支援 ○ 女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支援 ⑤ 女性・青年農業者の農業委員・農地利用最適化推進委員への登用について 第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に示す女性農業者の割合が早期に20%、2025年までに30%となるよう成果目標が定められました。 本市においては、農業委員20名中5名・25%と県内では高い水準にあります。 また、農業委員会に関する法律第8条第7項の規定に「市町村長は任命にあたり「委員の年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」とあり、農業委員会の活動が、地域農業の将来を見据えた取り組みとなるよう、性別や年齢にかかわらず、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手、地域農業の振興に理解のある住民などの多様な人材が求められています。 このことから、次の改選時期になる令和6年7月には女性・青年農業者が積極的に登用されるよう、早い時期から地域に働きかけをお願いします。 ○ 農業委員・農地利用最適化推進委員の登用にあって、女性・青年農業者を積極的に登用されるよう地域に働きかけを行うこと。 ⑥ 農業サポーター制度の開設について 農業法人等は、繁忙期に必要な臨時的な労働力を確保するために、近所の人をお願いしたり、シルバー人材センターに委託したりと苦慮しています。 しかしながら、現在、滋賀県においては新規就農につなげるための仕組みはあるものの、必要な時に必要な人材を確保する仕組みはありません。
--	--

	“農業に関心のあるかた”、“農業の実作業体験や自然とのふれあいを希望するかた”、“今後農業へ就農意欲をお持ちのかた”など、農業サポーターとして農作業の手伝い等を希望される方、農家の方を応援いただける方はあると思います。 全国には農業経営者と労働力を結びつける仕組みがあり、高齢化や後継者不足等の問題に悩んでおられる農業者の営農を支援し、継続しやすい環境をつくれるものだと思いますので、長浜版の「農業サポーター制度」の構築をお願いします。 ○ 大阪府箕面市の「箕面市農業サポーター制度」や茨城県牛久市の「牛久市農業ヘルパー制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつける仕組みの構築 ⑦ 農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりについて 高齢化社会になって久しい現在、若年の労働者の減少に伴い、新たな労働力不足解決の手段として、シニアや退職者を採用する方法が採られ始めています。人生100年時代となって定年後も働き続ける意識が広まったこと、政府による高齢者雇用の推進などもこの傾向を後押ししており、この取組みは拡大しています。 市内にも土に親しみながら、健康で生きがいのある人生を送りたい、と願っている人はたくさんいるはずです。 そこで、これらの人々が空き時間を利用して集落営農や農業法人等で農作業を手伝うことに加え、直売所に出荷するなど、一定の収入が得られる仕組みが新たな担い手づくりになると考えます。 また、こうした取り組みを進めるなかで、農業分野における人手不足の解消となるだけでなく、定年退職後のライフワークとなることで健康寿命の延伸にも期待できると思いますので、検討をお願いします。 ○ 「労働力の欲しい農家」と「生きがいを求めているシニアや退職者」をつなぐ仕組みづくり
回 答	多様な担い手の確保につきましては、国の「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）の「第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」「（3）農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開」の中で、「新規就農の促進、女性の経営・社会参画、高齢者・障害者などを含む多様な人材の確保、新たな農業支援サービスの定着などを進め、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促すことが重要である。」と記載されています。 市としましても、「長浜市農業活性化プラン」の中におきまして、多様な経営体、多様な担い手の確保について記載しており、引き続き、地域農業の持続性を確保するために、次の世代の担い手に農業を引き継いでいただけるよう、必要な施策を推進してまいります。 ①生きがい農家の育成について 自給的農家や家庭菜園等に親しむ生きがい農家、移住を希望される方も含めて農業に関心を持っていただける方が増え

ることは望ましいことと考えます。

一方で、離農される農地の引き受け手となるには、農業経営に対する知識等も必要なことから、生きがい農家の育成を農業経営を前提とした担い手育成に繋げる施策にするためには十分な内容の検討等が必要です。引き続き、関係機関も交えて協議・検討してまいります。

(補足説明)

施策検討の前提として、市では体系的な農業技術職員の採用を行っていないことから、技術指導や人材育成は、県の農業普及員やＪＡとの連携によって実現できるものであること、および各機関の現状のマンパワーでは水稻や水田野菜、園芸作物等の販売作物の栽培技術までしか支援困難であることが現状です。

- 空き家バンク制度の活用につきましては、農地利用においては、不在村者の農地の利用に繋がる等の効果が期待できるものと考えます。

市としましては、農地の有無に関わらず、制度の周知に取り組んでおりますのでご理解ください。

- 家庭菜園向け講習会につきましては、農地利用の拡大に繋がる施策としての効果や、実施上の負担等を勘案しながら関係機関と協議してまいります。

- 県の普及員やＪＡのＯＢのような専門家の指導による実証ほ場での研修につきましては、適した人材やほ場が確保できることを前提としつつ、家庭菜園向け講習会と同様に、農地利用の拡大に繋がる施策としての効果や実施上の負担等を勘案しながら関係機関と協議してまいります。

②小規模農家の育成について

小規模農家向け支援策につきましては、国や県の施策では対応しておらず、市独自の施策として、重要な事業であると考えております。

一方で、今後の地域農業者の持続可能な農業経営における機械の利用や所有の在り方におきましては、個人で所有・更新するだけでなく、近隣農家や集落での共同所有、共同利用

の機械利用の形態も検討する必要があると考えられますので、関係機関と協議・検討してまいります。

また、今後、新たな作物の栽培に必要な機材等への支援につきましても、支援内容を検討してまいります。

- 「小規模農家営農継続支援事業補助金」につきましては、農地利用の維持に必要な施策と考えております。小規模農家の支援に繋がるよう、交付条件等の見直しも含めて検討してまいります。

③中規模・大規模農家の支援について

- 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する支援につきましては、米価下落と資材の高騰は、重大で深刻な問題であると認識しております。

ご承知のとおり、農業の経営環境に関する大きな問題であり、国としての取組が必要なことから、国の施策により対応してまいります。

- 農業機械の免許取得や技能習得への支援につきましては、農業法人または集落営農組織に対し農業機械の操作に必要な大型特殊免許やドローン操作等の資格取得を支援することで、農地利用の拡大や維持に繋がるものと考えております。

引き続き、湖北地域農業センターなどが開催する研修会等により技能習得を支援してまいります。

- 生産調整アタッチメントへの支援につきましては、今後も生産調整を適切に進める必要があることから、栽培作物の転換等に対する支援を継続できるよう検討してまいります。

- 「地域計画」の策定につきましては、近い将来の具体的な農地利用の姿を地域の話し合いで決めるものです。

地域の担い手の確保につきましても、この話し合いにより検討いただくこととなります。

集落での話し合いに先立ち、農業委員会において、農地の出し手・受けての意向を踏まえ、１０年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示した「目標地図」の素案を作成いただきます。

関係機関と共に、この目標地図に基づいて、各集落で話し合いの場をもち、担い手の集約や新たな担い手を決めてまい

ります。

令和5年4月から令和7年3月までに、250を超える市内全農村集落を対象として作成することとなっておりますので、たいへんな労力を要する取組となります。

なお、計画区域の範囲は、「集落」「隣接した複数の集落」「小学校区」等が想定されており、地域の状況に応じて市町村の判断で設定することとされています。基本的には集落単位での話し合いにより地域の農地利用の姿を決める本制度の主旨を踏まえての対応が必要であると考えております。

- J Aの農業法人を受け皿とした体制整備につきましては、農家の離農に際しての農地利用の維持に繋がる施策として、市としても期待するところですが、主体となるJ Aや当該農業法人の考えや事情もありますので、市で回答できる内容ではないと考えております。

主体となる組織の設立に向けては、J Aの意向を尊重しつつ、関係機関も交えて協議してまいります。

- 廃業を考えておられる農業者と規模拡大を目指す農業者や新規就農者とをつなぐ仕組みづくりにつきましては、農地中間管理機構を活用いただくほか、「地域計画」の協議の場においても検討していただくことが可能と考えます。その上で、新たな仕組みづくりについて必要であれば、関係機関を交えて検討してまいります。

④女性農業者の支援について

令和3年7月に設立された女性農業者組織「ながはまアグリネットワーク」は、農業に関わる女性同士が、気軽に相談や情報交換などを行える仲間づくりの場として、交流会や圃場見学会などを開催されています。

- ながはまアグリネットワークへの活動支援につきましては、引き続き、事務局を市で担うことにより、会の円滑な活動を支援してまいります。
- ながはまアグリネットワーク会員の拡充支援につきましては、市としても、より多くの女性農業者に参加いただけるよう、働きかけを行ってまいります。
- 女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支

	援につきましては、会員へのアンケートを基に役員との協議により、会員の希望に沿った事業を実施するとともに、県や湖北地域農業センター等関係機関が実施する様々な情報を積極的に提供してまいります。今後も引き続き必要な支援を検討してまいります。 ⑤女性・青年農業者の農業委員・農地利用最適化推進委員への登用について 農業委員や農地利用最適化推進委員として、女性農業者や青年農業者に就任いただけることは、より一層の農地等の利用の最適化につながるものと期待しております。 市としましては、女性農業者や青年農業者の登用に努めてまいりますので、貴職におかれましてもふさわしい人材で就任を了解していただける方がおられましたら、ご推薦いただけますと幸いです。 ⑥農業サポーター制度の開設について 農業サポーター制度につきましては、募集される作業内容と農業に興味のある方が希望する作業内容との双方の希望を擦り合わせる仕組みづくりなどにつきまして、現実的な検討が不可欠と考えますので、関係機関と共に情報収集や協議・検討を行ってまいります。 ⑦農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりについて 農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりは、農業サポーター制度と同様の取組となりますので、併せて関係機関と協議・検討してまいります。
--	---

項 目	2. 持続可能な農業経営の支援について
意見内容	小谷城スマートインターチェンジ周辺の6次産業化として、京都グレインシステム株式会社の焙煎工場が令和4年7月に本格稼働したことにより、加工用大麦の生産が拡大し、本市における6次産業化の取り組みがより一層進んだところです。 また、昨年より、カゴメ株式会社、ヤンマーマルシェ株式会社と連携して、トマトジュース向け加工用トマトの実証栽培に取り組まれ、本年度は産地化に向け面積の拡大を行われました。

	更に本年度からパブリカや小玉スイカなど多くの作物の産地化に向けた取り組みが行われています。 こうした出口のある取り組みは、農業者の所得向上及び経営安定につながるもので、現在の厳しい農業情勢の中であって、大きな進展であり、感謝すると同時に今後の展開を期待しているところです。 また、稲作中心の本市農業では、米価の安定を望む声が多く、ブロックローテーションによる生産調整の取り組みが実践されているところですが、大規模化が進むなど農業形態の変化とともに従来どおりの取り組みに支障が出てきていることも事実であり、柔軟な対応をお願いします。 ① 加工用トマト等の産地化の取り組みについて 加工用トマトの栽培は、機械化による作業の効率化が図れかつ高収益な作物として農業者も注目しております。 加工用トマトは栽培面積も拡大し、産地化に向けた取り組みが着実に進んでおり、また、本年度も多くの作物の栽培に取り組まれています。 こうした作物のどれもが省力化・高収益化が期待でき加工用トマトと同様に多くの農業者が期待しており、これから農業を仕事にしたいと思っておられる方にとっても希望を与えるものであると思っております。 こうした作物が、将来本市の高収入な生産調整作物として、また、小規模農家や水稻以外での就農を考えておられる新規就農者にとって、選択されるよう、産地化に向け継続した取組をお願いします。 ○ 「加工用トマト等」の産地化に向けた継続した取組 ② 農業者収入保険加入促進事業の継続について 国も農業者の経営安定のため、全ての作目を対象とした「農業者収入保険」を創設されました。 本市では、農業者の経営安定のため県内でも先駆けて支援をいただき、感謝しているところです。 この保険は、12月末が加入申込期限となっているため、令和6年度の支援にむけて、令和5年度予算に組み込んでいただくようお願いします。 ○ 「農業者収入保険加入促進支援事業」の次年度以降継続 ③ ブロックローテーションの支援について 米価の安定には、需給調整が何より重要で、需要に応じた米作りを実践するには、集落ぐるみのブロックローテーションによる生産調整の取り組みが効果的と考えています。 しかしながら、担い手の経営規模は年々増加し、集落のほとんどの面積を一経営体が耕作している地域もあり、小規模農家との調整も困難になってきている実態もあります。 一昨年度、見直しをしていただき、複数年の取り組みを対象としていただきましたが、今後もさらなる柔軟な対応と予算の確保をお願いします。 ○ 経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充 ○ ブロックローテーションの疎外となるような転作（加工用米等）が行われないように集落に働きかけを行うこと
--	---

回 答	①加工用トマト等の産地化の取り組みについて 今年2年目を迎えた加工用トマトの実証栽培は、昨年の0.3ha から2.5ha に圃場を拡大して取り組み、水田での栽培においても一定の収量を得ることができました。 現在、実証栽培で得たデータの検証を進めながら、実需者であるカゴメ(株)と産地化に向けて連携しているヤンマーマルシェ(株)と本市が、次年度の栽培にあたり生産者の拡大に向けて調整しています。 今後も、地域農業の持続的な発展に向けて、こうした企業主体の出口のある取り組みにより、農業経営の安定化、収益性の向上を図ってまいります。 ②農業者収入保険加入促進事業の継続について 農業者収入保険は、近年多発する自然災害による農業収入の減少にも対応可能なことから、農業者のリスクへの対策強化と負担軽減を図り、農業者の経営の安定化及び地域農業の維持につながる施策と考えております。 ○ 農地利用の維持に繋がる施策として、引き続き支援できるよう検討してまいります。 ③ブロックローテーションの支援について ブロックローテーションの支援については、集落ぐるみでの生産調整を進めていただくため、集落において農業者の調整していただくことに対する支援制度です。引き続き実施できるよう検討してまいります。 ○ 経営体単位のブロックローテーションは、複数集落をまたいで耕作されている大規模農家からのお声としてお聞きしているところですが、経営体単位とした場合に、全ての集落で対応できない面もあり、何らかの工夫をこらす必要があります。適切な農地利用に繋がる施策として、引き続き、在り方について検討してまいります。 ○ 適切な農地利用に繋がる施策として、ブロックローテーションを適正に実施していただけるよう、制度の主旨等について集落に周知広報してまいります。
------------	---

項 目	3. 鳥獣害対策について
意見内容	本市における鳥獣害対策については、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置等に対する補助など積極的な取り組みをしていただいております、感謝しております。 農業委員会としても、獣害対策は大変重要視しており、特別委員会を組織して、獣害柵設置の指導をはじめ集落点検にも積極的に協力しているところです。 しかしながら、農業者を対象としたアンケート調査において、依然として鳥獣害対策に対する対策強化の要望が多く、被害を受けられている農業者の訴えには切実なものがあります。 つきましては、農業者及び集落を鳥獣害被害から守るため、引き続き積極的な鳥獣害対策の取り組みをお願いします。 ○ 防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、関係機関が連携して対策を講じること ○ 自然災害等で破損した防護柵等の復旧について、最大限の支援を行うこと ○ 集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置や修繕、狩猟免許取得の支援を継続すること ○ サル、イノシシ、シカの捕獲強化を図ること。特にサルに対しては、群れごと捕獲できるような大型柵の設置等を検討すること。 ○ 防護柵を設置しても、河川等を通じて山から下りてきた獣害による被害が多いため、獣害駆除対策を強化すること
回 答	鳥獣害対策については、これまで「銃器」や「わな」による捕獲をはじめ、集落ぐるみによる防護柵の設置により、大きな成果が上がっていますが、生息数の増加による被害拡大の恐れもあり、今後も継続した対応が必要であると考えております。 ○ 防護柵の整備推進には、貴職、県、ＪＡ、市等が連携して取り組んできたところであり、今後も、対策の進んでいない自治会に対しましては、関係機関と連携を図り、集落ぐるみによる取り組みを推進してまいります。 ○ 本年８月の豪雨災害による被災自治会に対しましては、防護柵の本格復旧までの仮復旧、保険加入も含めた支援を実施しております。引き続き早期復旧に向けて支援してまいります。 ○ 集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵の設置や修繕、狩猟免許取得への支援につきましては今後も継続してまいります。 ○ サル、イノシシ、シカの捕獲につきましては、市内全域で年間を通し「銃器」や「わな」による積極的な捕獲を実施しており、今後も継続して実施してまいります。 特にサルにつきましては、対策の強化が必要と考えております。

	本年度におきましては、県と連携して、ドローンを活用した追い払いの省力化の実証実験に取り組んでいるほか、サル対策として効果が期待される電気柵により実証を行っています。引き続き、サル対策の強化に関する情報発信や支援を進めてまいります。
--	--

項 目	4. 遊休農地対策について
意見内容	本市の令和3年度の遊休農地面積は50.8haであり、管内農地面積7,950haの0.64%に過ぎませんが、中山間地域の山際を中心に条件の悪い農地については、耕作する者が減少していることから遊休農地の増大が危惧されています。 農業委員会として、農業委員、農地利用最適化推進委員が日常的に行っている農地パトロールに加え、農地法に基づく非農地判断により、守るべき農地を明確化するための取り組みも行っているところです 本年7月から8月にかけて実施しました農地パトロールによる遊休農地の現状を見ますと、土地所有者の高齢化や転出等によって土地の管理ができず、荒廃化が進んできている地域も出てきています。 つきましては、現行の遊休農地、耕作放棄地発生後の解消に対する補助を継続していただくとともに、遊休農地等の発生を予防する視点での取り組み強化をお願いします。 ○ 耕作放棄地にならない取り組み、仕組みづくりを検討すること ○ 集落の農地は集落で守るという意識づけの強化を図ること ○ 地元集落による耕作放棄地管理のために必要な技術的な支援や機械購入に係る補助を新設すること ○ 耕作放棄地解消事業補助金を継続すること
回 答	中山間地域を中心に耕作されない農地が増大していることに対しましては、市としましても危惧しているところです。 令和2年3月31日に国において策定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、「荒廃農地の発生防止・解消等について、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払交付金制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話し合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。」とされています。 市としましても、今後におきましては、耕作放棄地を拡大しない取り組みが非常に重要であると考えており、既存の施策を活用しながら発生抑制に取り組んでまいります。 ○ 耕作放棄地にならない取組としましては、国の計画に倣い、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接

	支払交付金制度による共同活動の支援、鳥獣被害対策による農産物被害の軽減、基盤整備の効果的な活用等により、対策を進めたいと考えております。 ○ 市としましては、各集落において来年度から取り組む「地域計画」の策定に係る話し合いにおきまして、集落の農地をどうしていくのか等について、地域の地権者・耕作者とともに検討してまいりたいと考えております。 ○ 集落において耕作放棄地を管理いただく場合には、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度を活用して維持管理に必要な機材を整備していただきますようお願いいたします。 ○ 耕作放棄地の解消につきましては、樹木が生えていたり大きなススキの株が多数あるような農地の再生には大きな労力と費用がかかることから、費用の一部を助成してまいりました。このような重度の耕作放棄地に対して、高い耕作意欲を持って再生される事例は多くはありません。 耕作放棄地の程度が比較的軽度で、トラクターでの耕うんや草刈りで再生できる程度であっても、管理者が不在の場合には、地域として労働力や燃料代の負担が発生して問題になるものと考えられます。 このような軽度の耕作放棄地の場合に対しましては、上記の交付金制度を活用していただきたいと考えております。 今後につきましては、上記のような発生抑制に重点を置き、これ以上の耕作放棄地面積の増加が抑制できるよう、貴職やＪＡ等関係機関と連携しながら取り組みたいと考えております。
--	---

項 目	5. 国・県要望について
意見内容	米価下落による農業所得の低下が顕著となり、そのような中で、社会情勢の不安定化による農業資材が高騰し、農業経営の維持がさらに厳しくなっております。また、国が推し進めた大規模農家への農地集約を図るために取られた各種支援により、小規模農家の離農が促進され、農業従事者の激減を招く結果となり、さらなる荒廃農地を生む事態となっております。 「なぜ農業だけでは生活できないのか」、「離農者が管理されていた農地は誰が守るのか」、「なぜ農業の後継者が育たないのか」、国及び県は、各地域の現状を再認識いただき、食料供給リスクを見据えた食料安全保障の観点からも、今こそ、農業予算を大幅に増加させて、農業施策の充実を図るべきです。 こうしたことから、国及び県に対して、次のことを要望します。

	① 農業者の所得安定対策について 米価の低下と農業資材の高騰等により多くの農業者が経営に大きな打撃を受けています。農業経営が継続できなくなり、廃業を選択される事例も発生しています。 ○ 土地利用型農業の持続的発展には、米価の安定が必要不可欠です。国の責任において適正な生産数量の配分による需給調整を行い、米価の安定を図るため、目標達成のためのインセンティブ制度を創設すること。 ○ 農業資材（肥料、燃料等）の価格上昇分を緩和するための支援制度を継続拡充すること ○ 米価低下による農業者への影響を軽減させるため、米価に連動した交付金制度を創設すること ② 農地保全管理対策について 荒廃農地は、年を追うごとに増え続けており、これ以上増やさないためには、食料供給や国土保全の観点からも必要不可欠であります。しかしながら、行政からの支援は、荒廃農地になった土地を改良するための支援が多く、それを生み出さないしくみづくりが大切です。 ○ 荒廃農地の多くは、中山間地にあるものの、これらの地域は、高齢化率が高く、農地の管理できる担い手がいない状況です。これ以上荒廃農地を増やさないために、必要となるしくみ（例えば、定年後に農作業を行いたい人・休日の自由な時間に農作業を行いたい人（小規模農家）の支援拡充・行政や農協等が主導したサポート体制等の整備・耕作者バンクの設置）を創設すること。 ○ 国道等の道路や河川の法面等の除草作業を地元自治会等に依頼されているが、実際は、隣接農地の耕作者が自主的に行っている現状があります。公共物管理者として、防草シートを設置するなど、農業者の負担軽減を図ること。 ○ 多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金等）や中山間地域活性化直接支払事業は、農地保全管理対策として実施されているものの、荒廃農地がある全集落が取り組みされている訳ではなく、活動組織を維持・拡大することが、新規の荒廃農地を生まないことになるので、活動組織の中心となるべき人材を育成する仕組みを創設すること。 ○ 中山間地は圃場整備が進んでおらず、大農家による耕作を促進するためにも、中山間地の農地改良事業を進めること。 ③ 新産業新技術支援対策について 現在、グリーンツーリズム事業等のように農業と観光を合わせた取り組みが行われていますが、それを契機に移住を考える人もおられます。また、現在の仕事を辞めて農業にチャレンジしたいと考えている人もいます。新たにチャレンジしたい若者や企業を応援するしくみが必要です。 また、米を中心とした従来型の土地利用型農業からの脱却を提唱されていますが、すぐにできるものではなく、それに代わる農産物を利用した商品開発を行い、需要が見込めるようになって、米以外の農産物を作付けする方向に転換できるようになります。 ○ スマート農業を促進するための支援は行われているものの、営農面積が小さく、資金力があまりない若者等の小規模農家が採択されにくい状況にあります。農業従事者の裾野を広げるためにも、補助額の増額と来年度以降も補助を継続すること。 ○ 米の消費量は、人口減少とともに減り続けることから、米作以外の地域の農産物を作り出すことも必要です。そのためにも、地域の企業と農業者が連携して、地域で収穫できた農産物を使用した商品開発を促進する支援を行い、米以外の農産物を作付けできるしくみづくりを確立するために、企業等への支援を大幅に増やすこと。
--	--

	④ 食料自給率の向上について 令和２年３月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に２０３０年度の食料自給率を４５％に目標設定され、令和３年度の食料自給率は３８％となり、対前年度比１％の微増となりました。今後も、自給率向上を図るための各種施策及び国民全体の行動変容が必要となります。 まずは、学校給食の地産地消を進め、子どもたちに安心安全な食の提供を行うことが、食料自給率向上の第一歩であると考えます。 ○ 今年４月より、学校給食の主食である「ごはん」と「パン」は、県内産の米と小麦を使用されるようになったが、さらなる「地産地消の促進」を図るべく、県内で賄えるものは県内で、それ以外の食材についても、国内で生産されている農産物を使用すること。
回 答	農業委員会から提出いただきました当意見書につきましては、農業委員会からの意見として、国・県へお伝えいたします。 市といたしましては、毎年行っております国・県への要望におきまして、これらの意見を参考にさせていただきます。